

〔入所をお申込みになる皆様へ〕

お申込みいただきましてありがとうございます。当施設へは介護保険制度における要介護度3～5の方で、ご家庭において介護を受けることが困難な方がご利用できます。（※特例入所制度として場合によっては要介護1・2の方の入所も可能な場合があります。）今一度介護保険証のご確認をお願いします。

1. ご用意頂く書類

	ご 用 意 頂 く 書 類	備 考
1	入所申込書	当施設にて配布しております。表面、裏面の必要事項をご記入下さい。特に裏面については、なるべく具体的に状況等をご記入下さい。ご記入頂いた入所申込書は、当施設まで直接ご持参頂くか、郵送にて送付して下さい。
2	入所申込確認調査票	入所を申し込まれる方の健康状態について、必要事項をご記入下さい。
3	富士宮市の方… 富士宮市介護保険被保険者情報提供請求書兼誓約書 富士市の方… 介護保険に係る個人情報開示請求書	富士宮市の方…点線に囲まれた枠内に、入所を申し込まれる方の署名、また下部の情報提供対象者（本人）の欄をご記入下さい。 富士市の方…下部の被保険者氏名の欄に署名及び押印をお願い致します。 ※その他市町村の方は施設までお申し出ください。
4	介護保険被保険者証の写し	要介護度の認定有効期間が期限内である介護保険被保険者証（ピンク色の保険証）の写しを1部ご用意下さい。
5	居室について（入所希望居室）	該当する番号に○をご記入下さい。
6	居宅介護のサービス利用票の写し	ショートステイやデイサービスなどの居宅介護サービスを利用されている方は、入所申込み月を基準とした直近1ヶ月分のサービス利用票の写しをご用意下さい。 ※ 入所申込み月が4月であれば、3月分のサービス利用票が対象となります。
7	居宅介護のサービス利用票別表の写し	ショートステイやデイサービスなどの居宅介護サービスを利用されている方は、入所申込み月を基準とした直近1ヶ月分のサービス利用票別表の写しをご用意下さい。 ※ 入所申込み月が4月であれば、3月分のサービス利用票別表が対象となります。
8	要介護認定調査票	保険者が 富士市、富士宮市以外である入所申込者の方は、要介護認定調査票をご用意下さい。なお、要介護認定調査票を入手する手続き方法については、保険者である市町村役場にお問い合わせ下さい。

2. 入所決定までの流れ

① 入所申込み手続き

入所申込書及び前述一覧表における必要書類をご提出頂いた時点で、当施設への入所申込み手続きの完了となります。なお、現状、当施設は常時入所定員が満床となっている状態であるうえ、富士圏域内外から多くの入所申込みを頂いており、多数の方々が入所の機会をお待ちになっている状況です。従いまして、入所申込み後の速やかな入所は極めて困難であるとともに、現実的には長期間の入所待機をお願い申し上げることとなります。また、入所可能な時期についても、具体的な見通しが立たない状況であることをご理解下さい。

② しらいと優先入所判定委員会における審査

入所のお申込みを頂いた方については、しらいと優先入所判定委員会において、施設入所の必要性や緊急性を審査のうえ、その優先度に基づいた入所までの待機順位を決定させていただきます。なお、しらいと優先入所判定委員会は、富士圏域における特別養護老人ホームの共通指針である富士圏域優先入所指針の取り決めに従って適宜開催されており、また、しらいと施設長をはじめ生活相談員、看護師、ケアマネージャー、主任ケアワーカー及び外部第三者委員などから構成される、公平な入所待機順位判定のために組織された委員会となっております。なお、しらいと優先入所判定委員会で決定された待機順位や、現状の待機順位についてのご質問やご相談等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい（第4項参照）。

③ 入所の決定

入所が可能となった時点で当施設よりご連絡を致します。この段階では、当施設への入所について最終的な意思確認をさせて頂くとともに入所日及び入所手続き日の調整や入所日までにご準備して頂く内容をご説明申し上げます。

なお、新規入所の機会は突発的に発生する傾向にあることから、入所に関するご案内についても、突然皆様にご連絡申し上げることとなります。また、原則として、入所に関するご案内を申し上げた日から1週間以内にご入所頂くこととなりますので、重ねてご了承下さい。

④ 入所及び入所手続き

入所日には身元保証人となる方にもご来所頂き、原則として入所日当日に入所手続きをさせていただきます。入所手続きとしては、施設利用や介護サービス利用料などに関する諸契約が主な内容となっており、ここでの手続きを経て正式に当施設への入所となります。

なお、入所時の送迎サービスは実施しておりませんのでご注意下さい。

3. ご注意頂くこと

注① 入所申込書には、表面、裏面ともに必要事項を確実にご記入下さい。特に裏面における自由記入欄は、入所を希望される皆様の個別状況や入所の必要性、緊急性を具体的に理解するうえでの大切な部分であり、優先入所順位を判定する際の重要な資料となります。従いまして、添付の「記入方法」「記入例」をご参照頂き、可能な限り詳しくご記入頂くことが望まれます。なお、ご記入頂いた情報の管理と守秘義務の遵守については徹底致します。

注② 入所のお申込みにあたり、身元保証人を必ず確定して下さい。身元保証人が確定していない方は、入所申込みの受け付けが困難となるほか、入所の受け入れについてもお断りせざるを得ない場合があります。

注③ 入所申込時確認調査票には、表面、裏面ともに必要事項をご記入下さい。この書類は、入所をお申込みになる方の健康状態や現在の療養状況などを正確に把握するための大切な資料となりますので、療養中の疾患や持病の有無、感染症や特別な医療行為の有無などについては正確にご回答下さい。

なお、当施設は特別養護老人ホームであり医療機関ではないことから、疾患の内容や心身の状態により、当施設への入所受け入れをお断りせざるを得ない場合があることをご承知下さい。また、入所決定後であっても、当施設での対応が困難な疾患が判明した場合には、当施設への入所をお断りすることがありますのでご承知下さい。

なお、ご記入頂いた情報の管理と守秘義務の遵守については徹底致します。

注④ 経管栄養を利用されている方や膀胱洗浄を要する方の入所受け入れについては、当施設の勤務体制等の理由により受け入れ制限を設けさせて頂いている現状です。従いまして、経管栄養を利用されている方や膀胱洗浄を要する方の入所可能な時期については、他の申込者と比較して、さらに長期間の待機を要する傾向にあることをご理解下さい。

注⑤ 当施設は特別養護老人ホームであるため、入所後における専門的なリハビリやマッサージは実施しておりませんのでご了承下さい。

注⑥ 入所申込書にご記入頂いた内容に変更が生じた場合には、その旨を必ずご連絡頂けますようお願い致します。また、居宅介護サービスの利用割合が増した場合には、サービス利用票の写し及びサービス利用票別表の写しの再提出をお願い致します。

ご記入内容に変更が生じた場合であっても、その変更に関するご連絡を頂かない限りは、ご提出頂いた当初の内容に基づいて優先順位を決定させて頂くこととなりますのでご注意下さい。

なお、しらいと優先入所判定委員会が開催される1～2ヶ月前には、当施設より、皆様の近況を伺う旨の文書を送付致しますのでご活用下さい。

※ 変更の例には以下のようなものがあります。

- ・〇月〇日付けで、要介護度 2 から 要介護度 3 に要介護認定が変更となった
- ・デイサービスに加えホームヘルパーの利用を始めたため居宅介護サービスの利用割合が増した
- ・申込み当初はグループホームに入所していたが〇月〇日付けで退所して在宅生活となった
- ・申込み当初から入所している老人保健施設より早期の退所について相談されている

注⑦ 優先入所順位の判定に必要な書類の一つである要介護認定調査票には、入所をお申込み頂いた方の介護保険に関する個人情報が記載されていることをご了承下さい。

なお、入手した個人情報の管理と守秘義務の遵守については徹底致します。

※ ご用意頂く書類の一覧において述べましたが、詳細は以下の通りです。

要介護認定調査票の入手にあたり

- ・保険者が 富士市、富士宮市 である方は、それぞれ次の書類に同意署名、押印を頂きます。

富 士 市：介護保険に係る個人情報開示請求書

富士宮市：富士宮市介護保険被保険者情報提供請求書兼誓約書

なお、入手については当施設にて手配致します。

- ・保険者が 富士圏域以外 の方は、保険者である市町村役場にお問い合わせ頂き、ご手配下さい。

注⑧ 入所をお申込みされている方々に対しての入所待機状況に関する定期連絡は、原則として実施しておりませんのでご了承下さい。また、現在の入所待機順位など入所待機状況に関する問い合わせ等ございましたら、お気軽に当施設までご連絡下さい。

注⑨ しらいと優先入所判定委員会の開催にともない、優先入所順位も適宜更新されますのでご了承下さい。

注⑩ 第2項③においても述べましたが、新規入所の機会は突発的に発生する傾向にあることから、入所可能な旨及び入所に関するご案内についても、皆様に突然ご連絡することとなります。また、入所時期については、原則として、入所に関するご案内を申し上げた日から一週間以内の平日で日程を調整させて頂くこととなりますので宜しくご協力をお願い申し上げます。

注⑪ 入所が現実的な順位となった時点で、当施設の担当職員等が、入所申込者ご本人に面会して心身状況などの諸調査をさせて頂きますことをご承諾下さい。調査の方法としては、当施設の担当職員等がご本人の所在地まで直接出向いたうえで、ご本人の心身状態等を理解されている方の立会いのもと、聞き取り調査をさせて頂きます。しかし、ご本人の所在地が遠方である場合には、ご本人と、ご本人の心身状態等を理解されている方双方に、当施設までご足労をお願い申し上げます。

注⑫ 入所申込みをキャンセルされる場合には、必ずご連絡頂けますようお願い致します。

4. 入所申込みに関するご相談、お問い合わせ

⇒ 入所担当 生活相談員

ご相談受付時間 8：30～17：30（9：00～18：00の場合あり）

※ 土曜日、日曜日、祝日 は休日となりますのでご了承下さい。

〒 418-0103

静岡県 富士宮市 上井出 1285-1

社 会 福 祉 法 人 天 竜 厚 生 会
特別養護老人ホーム し ら い と

(0 5 4 4) 5 4 - 0 1 6 8